

課税部支援では体制整備の試行

海外取引事案、調査部の課税部・他局支援体制

税務署が実施する海外取引法人等に対する調査を調査部が支援することで、課税部・調査部の垣根を越えたノウハウの活用を図る取組が課税当局内で実施されている。調査部による支援対象事案は、自局課税部では必要な情報や先例に限られる高度な分析を要する移転価格調査事案、複雑な国際的租税回避スキーム事案及び金融取引の解明に当たり専門的な知識を要する事案などのようだ。また、調査部の海外取引調査に係る局間（他局）支援では、センター局である東京局・大阪局の被支援局への支援を名古屋局、関東信越局がサポートしている。

本特集では、海外取引事案に係る調査部の支援体制について課税当局の資料に基づきQ&A形式で確認する。

1 調査部による課税部支援



海外取引調査に係る調査部・課税部の連携について教えてください。



国税庁は、調査課事務運営で特に留意すべき事項として、「課税部による海外取引法人等に対する調査に際し調査課のノウハウを要する場合においては、そのノウハウを部の垣根を越えて活用できる環境の整備に努める」と明記しており、課税当局内では、海外取引法人等に対する調査に係る調査部による支援体制の整備（試行）が実施されています。

この試行の趣旨は、課税部・調査部を通じた全体最適の観点から、両部の相互連携の下で、真に調査必要度の高い納税者等を漏らすことなく深度ある調査を実施できる事務運営を推進することとされています。



調査部が支援対象とする事案と支援体制は？



支援対象事案は、課税部が海外取引法人等に対して実施する高度な分析を要する移転価格調査事案、複雑な国際的租税回避スキーム事案及び金融取引の解明に当たり専門的な知識を要する事案等のうち自局課税部では調査に必要な情報や先例に限られる事案とされているようです。

調査部による支援体制は、要請部署が資料調査課等、署国際税務専門官（個人・法人課税）、支援窓口部署・支援実施部署は国際調査管理課等とされています（表1参照）。